

# 平成27年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成27年五所川原市教育委員会第12回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第27号	平成27年11月19日	五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	平成27年11月19日	原案承認

平成27年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

日時：平成27年11月19日（木） 午後1時30分開会

場所：五所川原市金木庁舎 4階 第1会議室

◎議事日程

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 会期の決定

第 4 前回会議録の承認（11回定例会）

第 5 教育長の報告

第 6 付議案件

1 議案第27号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 報告事項

1 公の施設の指定管理者の指定について

2 建築物侵入被害について

3 専決処分の報告について

第 8 その他

1 学校給食センター建設事業に係る食器及び食器カゴの入札結果について

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	阿 部 育 也 委員
2 番	丁子谷 悟 委員
3 番	木 村 吉 幸 委員
4 番	三 瀨 洋 生 委員

◎説明のため出席した職員（8名）

教育総務課	教育部長 寺 田 建 夫
社会教育課	課長 伊 藤 一 二 三
文化スポーツ課	課長 夏 坂 泰 寛
文化スポーツ課	課長 葛 西 一
指導課	課長補佐 須 藤 淳 也
学校給食センター	課長 佐々木 瑞 信
図書館	次長 松 山 明 央
	館長 山 中 均

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐 福 山 佳 秀
-------	--------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより平成27年五所川原市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2 会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 阿部委員、2番 丁子谷委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3 会期についてお諮りいたします。会期は本日一日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第11回定例会）

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないようですので、第11回定例会の会議録は承認することに決しました。

◎教育長の報告

## ○教育長

それでは日程第5、教育長の報告に入ります。

まず最初に、11月6日東峰小学校を会場に開催された平成27年度第57回西北五学校保健研究大会五所川原大会についてお話しします。この大会は、北五・西つ学校保健会が主催して「学校保健・食の安全などの健康に関する課題解決に学校・家庭・地域が一体となって取り組み、子供の健康教育の推進を図る」ことをねらいとして、毎年西北五の学校を会場に開催されています。今年度は、東峰小学校を会場として「心豊かでたくましく生きる子どもを育む健康教育」を大会主題として、授業公開、全体会、講演などが行われました。特に、公開授業では、全ての学年で、「ゲストティーチャー」を活用し、子供達は生き生きと活動していました。4年生の学級では、学級活動で「野菜はかせになろう」と題して話し合いが行われましたが、ゲストティーチャーとして指導した学校給食センターの齊藤玲子栄養教諭は、いろいろと視覚に訴えるような工夫をして多くの子どもに考えを發表させていました。齊藤栄養教諭は、今までも各学校に出向いて出前授業などを実施しております。

次に、前回の定例会で説明した「市浦分校に関する説明会の開催」と今後の予定についてお話しします。一枚物の教育長報告資料をご覧ください。まず、11月4日に保護者説明会を市浦分校で開催しました。生徒保護者が10名出席しました。出席者からは、

- ・毎年、募集停止の話を知っているが、今回は、決定ということか。
- ・閉校後の校舎は、どのような活用をされるのか。
- ・募集停止後の子供達は、かわいそうだなと捉えている。
- ・地域に高校があれば、学校祭や登下校時でも地域との交流があり、すごく和んで見える。それが無くなるのは残念。

などの声がありました。次に、11月10日に、地域説明会を開催しました。出席者は、前回の4月30日の説明会と違って大変少なく、4名程でした。出席者からは、

- ・前回の説明会でも話したが、市浦分校でなければ卒業することができなかった、そういう子供達がいることを忘れないでほしい。このことは県教委には機会を捉えて要望してほしい。
- ・今後とも、行政がどういった支援ができるのか考えてもらいたい。

などの意見がありました。11月16日には、中泊役場で、中泊町長、副町長、教育長と面談し、市浦分校の現状と今後の募集停止に向けた動き等について説明をしております。今後の予定としては、資料にもありますが、市議会の議員説明会での報告、平成29年4月の入学生から募集停止、30年度中には、廃止に向けた関係条例の提出、閉校記念式典の開催。そして、平成31年3月に閉校という予定になります。私からは以上です。

## ◎付議案件

○教育長

日程第6、付議案件に入ります。 議案第27号「五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」担当課より説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

議案第27号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○三潟委員

競技場の「主競技場」の「アマチュアスポーツ以外に使用する場合」の「営利を目的とする場合」について、1時間当たりの使用料を7千円から1万円に変更していますが、頻繁に使用している利用者にとっては大幅な負担増となるのではないのでしょうか。また、この変更は、他市と比べてどのようになっているのでしょうか。

○文化スポーツ課長

営利目的による方については、商売で利用している訳ですので、大きな影響とはならないものと考え、また、営利目的ではない方については、使用料を据え置いていますので、全体的に見て影響はないと考えています。他市と比較した場合ですが、営業目的で全面を使用した場合、当市では現在7千円、他市の平均が23,026円になっています。当市で1万円に値上げしても、まだ他市平均とは1万円以上の差があります。いきなり他市並に値上げすると利用に差し支えが出てくるものと思われませんが、今回は3千円の値上げで1万円とすることで、影響はなく妥当であると考えています。

○丁子谷委員

「営利を目的とする」と「営利を目的としない」の違い、線引きはどうなっているのでしょうか。

○文化スポーツ課長

営利目的については、商売のために使用したり、入場が有料であるものになります。最近の例としては、青森ワッツの試合など入場料があるものや、入場して中でお金のやり取りがある場合です。

○丁子谷委員

スポーツ大会などがよく開催され、出場するチームからお金をもったりしていますが、この様な場合はどうなのでしょう。

○文化スポーツ課長

大会の運営費として参加料を徴収するという位置づけになります。通常、アマチュアの大会で高額ではなく少ない金額で運営費を賄うためと思われる金額の参加料をとることについては、営利目的とはなりません。

○阿部委員

市民プールの使用料を全て無料にするとのことですが、ちなみに今年は何れくらいの利用者数だったのか、使用料もどれくらいだったのか分かりますでしょうか。

○文化スポーツ課長

只今、手元に資料がございませんので、申し訳ありませんが時間をいただき、改めてご説明いたします。

○木村委員

使用料の減免措置についてですが、例えば競技場のアマチュアスポーツに使用する場合などは該当するもののでしょうか。

○文化スポーツ課長補佐

減免措置は内規になりますが、地方公共団体が使用する場合、公共的な目的で使用する場合、そして車いすバスケットなど障害者スポーツによる使用の場合などが該当します。

○教育長

このほかに何か御質問等はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長



ほかに御質問等がなければ、議案第27号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第27条を原案のとおり承認することに決しました。

◎報告事項

○教育長

続いて、日程第7 報告事項について、担当課より説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

公の施設の指定管理者の指定に関し、楠美家住宅の結果について、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、次に「建築物進入被害について」担当課より説明をお願いします。

○教育総務課長

旧嘉瀬小学校体育館への建築物進入被害について、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○木村委員

何か盗難されたなどの被害はなかったのでしょうか。

○教育総務課長

あったものが何かなくなったといった確認はされておらず、窓ガラスを壊して侵入したことだけ被害として分かっています。

○教育長

閉校した後、必要な物品は各学校へ運び出していたので、盗むにしても盗む物がなかった状態だったのだと思います。侵入被害が発覚してからすぐに、同じく閉校となった旧喜良市小学校を確認してみましたが、そちらの方は何も被害はありませんでした。いずれにしても、教育委員会ではこの他複数の閉校施設を管理していますので、この様なことが再び発生しないよう管理を徹底する意味でも、今回、警察に被害届を迅速に出したところです。

○教育長

このほかに何か御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、次に「専決処分の報告について」担当課より説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

専決処分に関して、施設管理瑕疵による損害賠償について説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

◎その他

○教育長

質問等がないようですので、日程第8 その他に入ります。「学校給食センター建設事業に係る食器及び食器カゴの入札結果について」学校給食センターより説明をお願いします。

○学校給食センター次長

学校給食センター建設事業に係る食器及び食器カゴの入札結果について、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○阿部委員

新しい学校給食センターでは、何食くらい提供する予定だったでしょうか。

○学校給食センター次長

児童生徒及び教職員を含め、4,500食となっています。

○丁子谷委員

現在使っている食器は、新学校給食センターになっても何かしらで使っていくのか、それとも廃棄されるのでしょうか。

○学校給食センター次長

通常、この類の食器は、他の市町村では平均的に7～10年で、早ければ5年で更新していますが、当市は今年で16年目に入っています。これまでも新センターの建設の話がもち上がる度に更新の機会をうかがってきましたが、実現しなかったため今回のタイミングでの更新となっています。今回は食器等を一新しますが、調達する食器の数が必要数と比べてぎりぎりとなっていますので、現在使用している食器の中で状態の良いものについては予備として継続利用していきたいと考えています。

○三瀨委員

食器カゴについてですが、新センターになっても使えるのでしょうか。洗う際に問題などがあるのでしょうか。

○学校給食センター次長

新しい食器カゴは、新センターの「カゴごと洗浄機」の規格に合わせたものが入ってきます。古い食器カゴを使用した場合は、手洗いなど何かしら別の措置が必要になってきますので、使用はなかなか難しいと思われれます。

○丁子谷委員

食器と食器カゴの契約を2つに分けていますが、何か理由が何かあるのでしょうか。業者が一緒のほうが供給しやすいと思うのですが。

○学校給食センター次長

予算の支出科目として、食器は消耗品、食器カゴは備品となっていますので契約を分けた形をとっています。

○教育長

このほかに何か御質問等はありませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、以上をもちまして平成27年五所川原市教育委員会第12回定例会を終わります。  
ありがとうございました。

午後2時24分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年11月19日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 1番

阿 部 育 也

五所川原市教育委員会委員 2番

丁 子 谷 悟

会議の書記 教育総務課長

伊 藤 一二三